

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 森林保全課長 本田良三]

事業プロフィール

【事業概要】

ふりがな 事業名	ちさんじぎょう(すいげんしんりんさいせいたいさくじぎょう) 治山事業(水源森林再生対策事業)
事業箇所	菊池市原字大野 地内
事業担当課(室)	農林水産部 森林保全課 (治山班 内線 5660)
事業期間	平成26年度～平成29年度 (4年間)
総事業費	600百万円 (うち県費 270百万円)
事業内容	①荒廃溪流、荒廃山地、荒廃森林の調査 〔事業対象区域内現地調査615.04ha〕 ②荒廃溪流及び荒廃山地の復旧対策 〔治山ダム 15基、山腹工 1.50ha〕 ③荒廃森林の整備 〔本数調整伐 50.0ha〕
事業目的	<p>当該地区は菊池川水系である河原川流域最上部に位置し、菊池市迫間地域の重要な水源域となっており、良質な水の安定的な供給が求められている。</p> <p>特に、この地域では、住民の大半が井戸から取水した簡易水道施設により生活用水を確保しており、当該地区の森林の持つ水源かん養機能に大きく依存している状況にある。</p> <p>しかし、近年の局所的集中豪雨により山腹崩壊や溪流荒廃が多発し、流出土砂等によって下流域に被害を与えており、さらに、溪流や崩壊地内に多量の土砂が不安定な状態で堆積している状況にあることから、このまま放置すると今後の豪雨等により下流域に甚大な被害を与えるおそれがある。</p> <p>また、当該地区の一部森林は過密化し、下層植生の衰退により表土が流出するなど森林の公益的機能が低下し、安定した水資源の確保等が困難な状況にある。</p> <p>このため、流域保全の観点からも、重要な流域においては、機能の低下した森林を重点的かつ計画的に整備し、山腹崩壊に伴う土砂の流出や溪流に堆積した土砂の流出による下流域の人家や道路等への二次災害を防止するとともに、溪流や河川への土砂流入を抑制をし、流域住民の安全・安心の確保を図るものである。</p>

【現況写真】



地区内の山林において山腹崩壊及び溪流荒廃が発生しており、崩壊地内及び溪流内に多量の土砂等が堆積している。

また、森林の一部は過密化により下層植生が衰退し、土砂の流出が見られる。このまま放置すると、今後の降雨による土砂流出等により、下流の人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある。

【 検討状況 】

技術的難易度	森林整備、山腹工に特殊な技術を要する。
費用便益比	$B/C = 1.73$
事業比較 <small>〔 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) 〕</small>	<p>①事業を実施しない場合、集中豪雨等による崩壊地及び荒廃溪流面積の拡大及び土砂の下流域への流出により、保全対象である人家及び道路等に被害を与える。</p> <p>②河川への土砂の流入や、水源かん養機能等の低下した荒廃森林を放置することにより、安定した水資源の確保が困難になると想定される。</p> <p>※森林所有者による森林整備だけに頼るのは限界がある。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<p>計画地の一部が阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域に指定されており、新・増・改築、土地の形状変更を行う場合には、事前に環境省への手続き(許可申請又は届出)が必要。</p> <p>詳細計画ができ次第実施予定。</p>

【 周辺状況 】

関連事業	特になし。
市町村、地元の状況	<p>菊池市から水源・迫間地区簡易水道の水源地域である上流域の荒廃森林における総合的な整備(治山施設及び森林整備)について要望がなされている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>①現時点での主な計画内容については、菊池市や当該地区内の一部森林所有者に説明済み。</p> <p>②平成26年度において全体計画調査を実施し、計画内容の精度を高めた段階で再度地元説明会を行い、理解と協力を求める。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 (計画区域内には、動植物生息地等保護区はないが、隣接する菊池渓谷エリアが熊本県版レッドデータブックにおいて、絶滅危惧又は準絶滅危惧とされる種(哺乳類:ヤマネ、カワネズミ、ムササビ、モモジロコウモリ、カヤネズミ)を含むハビタットに選定されていることもあり、全体計画調査により生育が確認された場合は、施設配置の見直しを検討するとともに、周辺域にあっても敏感度の大となる時期の施工は極力控えるなどの配慮を行う。)	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 (計画区域内の森林は、水源かん養、土砂流出防止等の機能を有する保安林であり、その機能の低下した荒廃森林の整備を行うことで、保安林機能の回復及び面的な維持増進を図る。)	有

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 (計画区域内の一部が阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域に指定されているため、当該エリア内の施工にあたっては、環境省と協議を行いながら、周辺景観に配慮した工法を採用する。)	有
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 (施設整備箇所の一部が阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域に該当することから、地形の改変を最小になるよう計画するとともに、崩壊地の緑化等にあたっては生態系の保全のため外来種子の使用を極力控えることとし、さらに郷土種子の配合を検討する。)	有

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 (生活用水の大半が井戸水に依存する簡易水道施設の上流域に該当する。改変の規模は小さいため、影響は少ない。)	有
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 (菊池市迫間地区の水源地域に該当するが、地下水かん養量への影響は少ない。)	有

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

① 基礎的事項の評価: 評点 I

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
基礎的事項	下記のすべての項目を満たすこと	60	○	60
地元推進体制の整備	①地元市町村の熱意		○	
	②要望書		○	
	③地域住民、土地所有者等への説明		○	
環境	①熊本県公共事業環境配慮システムの整合		○	
	②木材の利用等環境配慮の工法検討		○	
事業関係者、関係機関との協議、調整	①国有林との調整		該当無し	
	②文化財関係部局への事前連絡		○	
	③他所管計画との調整		○	
事業内容	①要綱・要領等に規定された事業内容、採択要件への適合		○	
	②限度工期		○	
	③関係法令、基準等への適合		○	
	④地形、地質、水利状況等からみた、技術的可能性		○	
他の施策や事業との整合	①砂防事業との調整		○	
	②急傾斜地事業との調整	○		
		60	評点 I 計	60

② 必要性(重要性)、緊急性、事業効果(効率性)、計画の検討度の評価: 評点 II

a=4点、b=3点、c=2点、d=1点

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性(重要性)	①事業計画の位置付け	4	c	2
	②市町村合併支援	4	d	1
	③特定地域振興	4	評価なし	0
	④土砂流出の防止	4	a	4
	⑤森林の公益的機能の向上	4	d	1
	⑥保安林及び山地災害危険地区の有無	4	a	4
		24	計	12

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	⑦地域の安全性向上	4	c	2
	⑧災害発生の頻度	4	a	4
	⑨他事業との関連性	4	評価なし	0
		12	計	6

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
事業効果(効率性)	⑩費用対効果の算定	4	a	4
		4	計	4

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
計画の検討度	⑪コストと品質の改善	4	c	2
		4	計	2

合計 44 評点 II 24

評点計 24 / 44	*	40	=	評点 II 22
(重要度～計画の検討度までの配点:40点)				

③ 総合評点

評点 I 60	+	評点 II 22	=	総合評点 82
------------	---	-------------	---	------------